

議第221号

京都市老人医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について

京都市老人医療費支給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月17日提出

京 都 市 長 松 井 孝 治

京都市老人医療費支給条例の一部を改正する条例

京都市老人医療費支給条例の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出しを削り、同項に見出しとして「(京北町の区域の編入に伴う経過措置)」を付し、同項中「(以下「旧町条例」という。)」を削る。

附則第3項を次のように改める。

(令和6年分における所得税額の特別控除に係る特例)

- 3 令和6年分の所得税につき租税特別措置法第41条の3の3第1項の規定の適用を受けた場合における第2条第1項第3号の規定の適用については、同号中「がある」とあるのは、「があり、かつ、租税特別措置法第41条の3の3第1項の規定の適用がないもの」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

医療費の支給対象者の判定に係る所得税額について、令和6年分における所得税額の特別控除に係る租税特別措置法の規定の適用がないものとして算定することとする必要があるので提案する。